

デジタルプラットフォーム と プラットフォームワーカー をめぐる状況

※本報告で扱うのは、あくまでもデジタルプラットフォームをめぐる一般的な状況。

労働安全衛生の問題については三柴報告を参照。

鹿野菜穂子（慶應義塾大学教授、専門は民法）

目次

1. プラットフォームワーク(PFワーク)をめぐる全般的状況
2. プラットフォーム(PF)に関する法的規制
3. プラットフォームをめぐる近時のEU法

1. PFワークをめぐる全般的状況

(1) デジタル社会の進展とプラットフォームの影響力の増大

● IT技術の進展とインターネットの普及

⇒ インターネットによる取引—特にデジタルプラットフォーム(以下「PF」)を介した取引—が増大

● 働き方への影響

： 働き方の多様化は、デジタルプラットフォームの外でも既に進んでいたが、プラットフォームを介して、発注者 に対して労務の提供や労働の成果物の提供を行うという働き方が、急速に拡大してきた。

このような働き方を「プラットフォームワーク(PFワーク)」、働き手を「プラットフォームワーカー(PFワーカー)」という。

1. PFワークをめぐる全般的状況

(2) 検討対象とされるPFとPFワーカー

● マッチング型PF

: PFには、①取引を仲介するマッチング型と、②SNSや動画配信サイトのような非マッチング型がある。PFワーカーが関わるのは、マッチング型PF。

● 雇用類似就業者(フリーランス)

: PFによってマッチングされる働き方も多様だが、PFワーカーの保護は、従来、雇用類似就業者(フリーランス)の保護の問題の一環として、議論されてきた。

1. PFワークをめぐる全般的状況

(3) 仕事仲介PFの多様性

● 仲介される仕事の内容の特定、専門性、裁量性や、契約形態などは様々。

● 仕事の内容や報酬決定に対するプラットフォームの介入の度合いも様々

： 純粹に仲介をするに過ぎないPFも存在するが、プラットフォームが契約内容に大きく介入しているケースも見られる。

1. PFワークをめぐる全般的状況

(4)PFワーカーの特徴(従来型のフリーランスと異なる特徴)

- ・PFワーカーは、PFを介して役務を提供する(契約としては、三者関係、四者関係の契約)
- ・PFが、その利用規約において、就業に関する重要なルールを決めていることも少なくない。
- ・ワーカーは、単発的で細分化されたタスクに従事することが多い。
- ・PFにおいて、アルゴリズムを利用した評価システムが活発に利用される傾向がある。

2. PFに関する法的規制をめぐって

(1) プラットフォーマーの役割と責任をめぐる議論

PFを介した取引では、

- ・プラットフォームが準備した規約(約款)に従って、
 - ①プラットフォームと一方のPF利用者(販売事業者・発注事業者)との間の利用契約、
 - ②プラットフォームと他方のPF利用者(購入消費者、仕事受注者であるワーカー等)との間の利用契約締結。
- ・③PF利用者間で、商品や役務提供に関する契約を締結(PFワークの場合、PF利用者である発注者と受注者(ワーカー)との間で、就業に関する契約締結)
[三面契約(一部では四面契約の場合もある)]。

2. PFに関する法的規制をめぐって

- プラットフォーマーは、
- 規約(約款)を通して、あるいは、PF上の表示の設定やPFにおいて収集された情報に基づく検索クエリーの結果表示をとおして、取引に様々な影響を及ぼしている。
- ⇒商品や役務提供の契約当事者だけでなく、
- プラットフォーマーについても、その利用当事者に対する関係で、その役割に応じた義務と責任を負うべきではないかという議論。

2. PFに関する法的規制をめぐって

(2) 日本における近時の主要なPF関連立法

① 特定デジタルプラットフォームの透明性及び公正性の向上に関する法律(令和2年制定、令和4年5月25日施行)(透明化法)

PFの果たす役割の重要性の増大

⇒「特定デジタルプラットフォーム」(特定PF)を指定し、特定PF提供者(プラットフォームマー)が、提供条件等の開示(5条)、透明性及び公正性についての評価その他の措置を講ずべき(6条)とすること等により、PFの透明性・公正性の向上を図る。

2. PFに関する法的規制をめぐって

- ②取引デジタルプラットフォームを利用する消費者の利益の保護に関する法律(令和3年制定、令和4年5月1日施行)[取引DPF法]
- : 「取引デジタルプラットフォーム」(当該PFを利用して消費者と事業者が商品や役務の有償取引をするもの)を利用する消費者の利益保護を目的として、プラットフォーマーの努力義務、消費者による販売業者情報等の開示請求、官民協議会の設置等を規定。

3. PFをめぐるEU法の状況

(1)判例（欧州司法裁判所のPF関連判例）

以下の判例では、

直接的には、市場参入制限の適用の有無(⇒当該事業者違法か否か)等が問題となったが、

実質的には、当該プラットフォームは単なる仲介者に過ぎないのか、それとも、PFを経由して提供されているサービスを、プラットフォームが自ら提供しているとみられるのかが問題となった。

3. PFをめぐるEU法の状況

①Uber Spain 事件判決(C-434/15)

Uber Spainが、タクシーライセンスを得ずに、プロではない運転手と運輸サービスを望むユーザーとの間でのオンデマンド予約サービスを提供。

⇒Uber Spainは、自ら運輸サービスを提供している者である(したがって違法)と判断。

②Uber France事件判決(C-320/16)

Uber Franceが、①と同様のオンデマンド予約サービスを提供。⇒ここでも、裁判所は、Uber Franceは、自ら運輸サービスを提供している者である(したがって違法)と判断。

3. PFをめぐるEU法の状況

③ Airbnb Irelande事件判決(C-390/18)

Airbnbが、建物等の仲介や管理の事業のライセンスを得ずに、建物賃貸希望者と宿泊希望者とをPFでマッチングする有料サービスを実施。⇒ Airbnbが自ら宿泊サービスを提供しているわけではない(したがって合法)と判断。

④ Star Taxi Romania事件判決(C-62/19)

Star Taxi が、タクシーのライセンスを得ずに、タクシー運転手とユーザーとをマッチングさせるアプリを運用 ⇒ 自らタクシーサービスを提供している者には当たらない(したがって合法)と判断。

3. PFをめぐるEU法の状況

＜これらの判例で用いられた判断基準＞

単なる仲介を超えた存在？

- ①当該サービス提供のための代替的手段の有無。
- ②PFが、サービスを提供しているPFユーザー(運転者等)に対して、決定的な影響力を有しているか
 - ・価格の設定および支払プロセスへの関与の有無
 - ・サービス提供者(運転手等)に対するプラットフォームによる管理および排除可能性の有無

3. PFをめぐるEU法の状況

(2) ELIモデル準則

：ヨーロッパ法協会(European Law Institute)

2019年に「オンラインプラットフォームに関するモデル準則」を策定。

特にその20条では、

「支配的影響力」を有することが、

プラットフォームの契約責任(PFを介して行われる取引に関する一定の責任)を負わせるための基準として用いられている。(←判例の影響)

3. PFをめぐるEU法の状況

(3) デジタル・サービス法(DSA)

デジタルサービスを、4つの層(仲介サービス、ホスティング・サービス、オンライン・プラットフォーム、巨大オンライン・プラットフォーム)に分け、

この順に義務を加重(オンライン・プラットフォームでも、零細・小規模事業者には基本的に免除)。

透明性に関する義務

消費者と事業者との取引マッチングの場合は、事業者のトレーサビリティ確保義務等。

3. PFをめぐるEU法の状況

デジタル・サービス法の中にも、
欧州司法裁判所の上記判例の影響の痕跡がみられる規定がある(ここでは詳細省略)

(4) デジタル・マーケット法(DMA)

ゲートキーパーという概念を立て、

ゲートキーパーに課される種々の義務等を規定

(5) 労働に関して・・・

EUの PF労働条件指令案 (ここには、アルゴリズム管理等についても規定が置かれている)

おわりに

以上は、PFをめぐる主に取引法的な議論と立法の紹介。…安全衛生上の問題に直結はしない。

□ もっとも、以下の点は指摘できるのではないか。

●PFワーカーの増加⇒ワーカー保護は大きな課題。

●PFワーカーの就業態様の多様性⇒多様性を踏まえた規制の在り方を検討する必要性

●PFワーカーに対するPFの介入・影響力の多様性⇒契約形式上は発注者とは異なるプラットフォーマーにも、安全衛生に関する一定の役割を担わせるべき場合が考えられるか。

(民法の[信義則に基づく]安全配慮義務、不法行為における報償責任・危険責任の基礎にある考え方との関係)